第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分類	第４次実施計画 事業名	第４次実施計画 事業の概要	令和3年度計画（初年度）	令和5年度に計画修正後	令和5年度事業実績 実績（令和5年度）	令和5年度事業実績 令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度事業実績 令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度計画 令和6年度（4年目）（継続・変更等）	令和6年度計画 令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正（有・無）※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
1	(1)女性 (2)子ども	女性・子どもに対する暴力への取組	DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な面などさまざまなケースがある。また、子どもを巻き込んだ暴力にまで及ぶことから、地域福祉、保健、医療、教育等との連携を図り、DVを早期に発見することで、安心して過ごせる生活につなげる。	・広報紙を通してDV被害の相談窓口の周知を図る。 ・安心して生活ができるよう、関係機関と連携を図る。		野洲市　DV相談件数　28件	関係機関と連携、情報を共有することで、安心して生活ができるように生活の基盤の安定に努めた。また、当事者だけではなく、その子どもたちの身の安全について、警察や医療機関、保健所、学校、園等と連携し、緊急の事態に備え、対応、支援することができた。	DV、面前DVにより警察の介入、警察から児相に通告し、児相が対応、または児相から地域（市）につながり対応、支援するケースが多く、関係機関とのさらなる連携が必要である。	継続	修正なし	安心して生活ができるよう関係機関と連携して、支援の充実を図る。	家庭児童相談室
2	(2)子ども	児童虐待防止等ネットワーク	虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心身に後遺症を残したり、時には生命までも脅かすことさえある重大な問題である。その問題が近年増加傾向にあるが、家庭内で発生することが多く発見が困難な状況である。そこで、子どもの虐待防止について啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携し、早期発見、早期援助に努め子どもの人権を守る。	・子どもの虐待防止に向けて、広報紙や街頭啓発、出前講座等を通じて啓発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、関係者の意識の向上を図る。 ・虐待を発見したら、関係機関に繋ぎ情報を共有するとともに、個々の状況に応じた対応を速やかに行う。		野洲市　児童虐待相談件数 348件 （うち、新規相談　122件）	児童虐待相談件数は、昨年度からの継続226件に新規相談122件を加えた348件となった。	児童虐待相談は、長期化かつ重篤化しており、職員のスキルアップおよび関係機関との連携強化が必要である。	継続	修正なし	子どもの虐待の早期発見・早期援助に努め、子どもの命を守る。	家庭児童相談室
3	(2)子ども	個別課題解決に向けた相談・支援体制の確立	いじめや不登校そのほか児童生徒の人権に関する個別課題の解決のため、校園所の現状把握に努め教育委員会との連携を図っていく。教育委員会へ直接相談があった場合は、十分に受け止めた上で当該校園所とともに取り組む。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、学校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかり受け止めた上で当該学校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。		【いじめ】 いじめ認知件数は小中ともに増加。 市内小中学校全てで滋賀弁護士会による「いじめ防止授業」を実施。 【不登校】 ふれあい教育相談センターが改築され、体制整備が進んだこともあり、利用児童生徒数も増加した。	【いじめ】 いじめの定義を理解し、被害児童生徒の思いに寄り添い、いじめを許さない、見逃さないという意識が高まっている。 「いじめ防止授業」を通して、いじめが人権侵害になることを確認し、人権の大切さを考えることができた。 【不登校】 社会的自立を目指し、学習や居場所の保障を念頭に支援する不登校支援の考え方が広まってきた。	【いじめ】 各校のいじめ防止基本方針に「いじめの解消確認」を明記した。毎月の報告の中にも「解消確認状況」欄を作り、意識の向上に努めた。ほとんどの学校で丁寧に解消確認ができているが、解消率90%は達成できていない。 【不登校】 SCやSSW、関係機関と連携して支援するケースが増えてきたが、全てのケースに関わることができていない。配置時間や支援する人等ソフト面の拡充が必要である。	継続	修正なし	いじめや不登校の現状を正確に把握し、これらの人権課題をなくす取組を継続して実施していく必要がある。 いじめ認知後の解消率が令和 元年度で82.5%であった。（解消率とは当該いじめ案件を校内で見守り、3か月間、いじめが全く繰り返されていないことを被害者から個別に確認できた比率をいう。しかし、1月以降に発生したいじめは3月末時点で解消を被害者から確認できないため、解消とはカウントできない。年度明けて6月に再調査すると解消率は野洲市の場合99%となる。） 解消率90%を目標とし、いじめ問題をなくす取組を推進する。	学務課 こども課
4	(2)子ども	こころの教育相談	不登校やいじめなどの悩みや課題を抱えた児童生徒の人権に関する相談の場を設け、子どもたちの「心のサイン」を見逃さない対応など、個別課題の解決に向けて、保護者や学校・関係機関と連携した取組を推進する。	不登校やいじめなどの学校生活や子育ての様々な悩みについて、カウンセラーとともに面談・電話相談により問題の解消を行う。 相談：予約制1日4件程度 定期相談:週1回～月1回程度		相談（面談・電話）　件数467件 相談事例件数　32件　終結　4件 継続23件　休止5件 ・SV研修2回 ・ケース会議　11回 ・学校との共有・調整　68回 ・関係機関との共有・調整　15回	・継続したカウンセリングの実施や学校との連携を重ねたことで、児童生徒の情緒の安定を図れ、学校への登校につなげることができた。 ・必要に応じて学校とのケース会議の実施や関係機関との連携により、相談者の不安や悩みの解決に向けて支援できた。 ・親子並行面談や父親の面談が増加したことで、家庭全体の安定を図れた。	・令和4年度末に休止の判断をしたケースで、再び不登校になったケースがあり、終結・休止等の見極めに課題が残った。 ・学校との共有が十分できなかったケースがあった。	継続	修正なし	個々の悩みが解消できるよう適切なカウンセリングを行う。	ふれあい教育相談センター
5	(2)子ども	適応指導教室事業	不登校やいじめなどで学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学びの場として、自他を大切にする気持ちを育みながら、他者とのコミュニケーションや、自己肯定感・社会性などの育成に努め、社会的自立や次へのステップアップに向けて、きめ細やかな指導や相談・支援に取り組む。	学校へ行けない、行きにくい児童生徒の居場所や学習支援など個別やグループ活動を通して自信回復、学校復帰を目指す。 通級：週1回～週5回 体験活動：湖南地域ｽｸｰﾘﾝｸﾞ・ｻﾎﾟｰﾄ・ﾈｯﾄﾜｰｸ年1回 活動体験：月1回 保護者懇談会：年数回		・通所指導児童生徒数　17名 ・開設日 178日 ・通所延べ人数 724人 ・高校進学　2名 ・保護者懇談　34回 ・学校訪問　12回 ・ケース会議　17回 ・SV研修2回 ・学校との共有・調整　95回 ・関係機関との共有・調整　22回	・通所した子どもたちは学校以外の居場所として他者との交わりの中で安心して過ごし、精神的にも大きく成長した。また学びの場の保障の観点から、各自の実態に応じた学習指導を進め、中学3年生2名が高校に進学した。 ・保護者や在籍する学校、関係機関とも共有・連携し、きめ細かい支援につなげた。 ・深刻な不登校になる前につながったケースでは、ドリーム教室を居場所とすることができた。	・適応指導教室では、利用者の状況に応じた支援を実施するため、学校や保護者・関係機関と日常的に情報を共有しなければならない。 ・通所する児童生徒が多くなることで、支援や事務処理等に支障が出始めた。	変更	文科省の不登校支援の目的として「学校復帰」ではなく「居場所づくり」「学びの場の保障」が示されたため、事業の目標やねらいを変更する。	通所する児童生徒全員にとって、ドリーム教室が学校以外の居場所や学びの場となり自信回復と自我の確立を図る。 また、学校との連携を強化する。	ふれあい教育相談センター

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
6	(2)子ども	家庭訪問型学習支援	校長から支援の依頼があった、学校にも適応指導教室にも行けない深刻な不登校状態にある小・中学生の自宅を主な支援場所として、家庭訪問型学習支援を実施する。なお、家庭における生活上の諸課題については、市民生活相談課など関係課につなぎ現行制度を利用しながら連携を図る。	訪問教育指導員(教員免許を有する教職経験者)2人がペアで自宅等を訪問し、社会的自立や次へのステップアップに向けてのきっかけづくりを目的に、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を行う。 （支援の時間と回数） 1人1回概ね3時間以内で、週1回を原則とし出席日数にカウントする。		・支援対象者　10人 ・支援延べ人数　189人 ・高校進学 3人 ・保護者懇談　11回 ・学校訪問　12回 ・ケース会議　14回 ・学校との共有・調整　58回 ・関係機関との共有・調整　11回	・深刻な不登校の児童生徒にとって、家庭から外に出ることには抵抗があるが、この事業によって家の外に出ることができたり、外部の者と接したりすることができた。 ・学習に対する自信を回復し、意欲を高めることができ、中学3年生3人が高校に進学できた。 ・カウンセラーが訪問支援することで、セラピーを行ったり、子どもの心に寄り添う対応をしたりできた。	・順調に支援を継続した場合であっても進路選択の段階で挫折した生徒がいた。将来の進路を本人や保護者、学校と共有し、つけるべき力を明確にして支援を行う必要がある。 ・深刻な不登校状態にある児童生徒は多いが、つながらないことが多い。学校やSSW、関係機関と連携し支援していかなければならない。	変更	文科省の不登校支援の目的として「学校復帰」ではなく「居場所づくり」「学びの場の保障」が示されたため、事業の目標やねらいを変更する。	社会的自立や次へのステップアップに向けて、学習、生活改善、教育相談等の学習・自立支援を継続していく。	ふれあい教育相談センター
7	(2)子ども	はつらつ野洲っ子育成事業	はつらつ野洲っ子の育成を掲げ、学校や家庭、地域が一体となって青少年健全育成に取り組む。 小・中学生が日ごろ考えていることや感じていることを広く市民に訴えるための発表会を開催し、誇りと自覚を持ち自主性を伸ばすとともに、社会の一員としての自覚と、目標をもってたくましく成長することを目指す。 また、青少年の健全育成をめざして、大人と子どもの意見交換会を開催する。	・はつらつ野洲っ子中学生広場の開催 ・はつらつ野洲っ子育成ﾌｫｰﾗﾑの開催		・はつらつ野洲っ子中学生広場 令和5年7月8日（土）さざなみホール　参加者128名 中学生の考えや思いを学校関係者、家庭、地域の人々が十分に受け止めることにより、中学生に対する共通理解を深めるきっかけになった。 優秀賞3名の表彰（うち1名を県主催の中学生広場出場候補者とした） ・はつらつ野洲っ子育成ﾌｫｰﾗﾑ 令和5年12月2日（土）さざなみホール　参加者150名 地域との関わりや人権問題などにつ いて、普段思っていることや取り組んでいること等について堂々と語り、自分の考えを伝えた。	多数の関係団体の参加により「地域の子どもは地域で守り育てよう」との機運が高まった。	子どもの健全育成のため、地域で活動する人材の育成を図っていく必要がある。	継続	修正なし	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校等の問題を防止し、児童・生徒の健全育成を図る。	生涯学習課
8	(2)子ども	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目指し、青少年育成市民会議と各学区青少年育成会議の連携のもと、環境浄化や初発型非行防止街頭補導を行い、青少年との関係づくりをし、地域住民とのふれ合いのもと、一人ひとりが希望を持ち、困難なことにも主体的に対応できる力をつけるよう支援する。	「愛のパトロール運動」（第1・第3金曜日）・まちぐるみで「愛の声かけ運動」（7月・11月）の実施		愛のパトロール 市内3コース（毎月第1・3金曜日）に実施 愛の声かけ運動の実施 ・令和5年7月3日 参加者 1,051名 ・令和5年11月1日 参加者　954名	補導委員や少年センターを中心に地道な見守り活動、補導活動が初発型非行・問題行動の防止につながっている。 ・地域ぐるみでの見守り活動も継続的に行っており、子どもを犯罪や事故から守っている。	補導委員や関係団体役員の高齢化が進んでおり、親世代の積極的な参加が求められる。	継続	修正なし	事業への参加人数を確保するとともに、いじめ、不登校、児童虐待をはじめ、子どもを脅かす事件等を防止し、青少年の健全育成を図る。	生涯学習課
9	(2)子ども	人権集会	自分はかけがえのない愛される存在であることを実感し、様々な人との出会いや教材との出会いを通して人権意識を高めていけるよう人権集会などを開催して、人権保育を推進する。また、参観、アンケート、集会だよりなどを通して保護者にも啓発する。	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。 保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。		・人権をテーマにした集会を計画的に実施し、寸劇や絵本などにより年齢に応じて考え合う場を持っている。また、集会での様子や園児の意見等の内容を、おたよりとして即時に発行し、保護者啓発を図るとともに親子で考える場へつなげてきた。 ・保護者を対象とした研修会を年間2回以上開催し、機関紙等の発行をし、研修内容の共有を図った。	・集会や研修会後に即時におたより等を発行することで、保護者への啓発や共有につながった。	・実績に基づいて一定の成果が得られているが、人権意識の高揚のためには、集会や研修会だけでなく、日常的な発信が必要である。	継続	修正なし	集会が形骸化することなく、内容や形態等を工夫し、また、保護者の関心や意識が高まるように継続していく。	こども課
10	(2)子ども	子育て相談	いじめや不登園そのほか乳幼児の人権に関する保護者との相談の場をもち、個別課題の解決に向けて、家庭と連携した取組を推進する。	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子をつたえ、話しやすい関係性が築けるようにする。		・個別懇談会等の実施。 ・子育て相談の実施 ・園だより等を通じて、子育てにつながる具体的な内容等の記載による推進。	・園と家庭の信頼関係を築く中で、日々の園児の様子について継続的に積極的に伝え、成長を共に喜び合い、また課題について具体的に話をしながら、推進できた。	・日頃の会話や個別懇談等において、保護者の置かれている状況を把握し、子育て等についての悩みや思いを受止め、対話を通して、細やかに対応することに努めている。。昨年度はコロナ過で行事等の中止があったが、今年度は、少しずつ通常の運営に戻しつつある。しかし、クラス懇談会については見合わせた。 ・子育てをする中での親同士のつながりを持てる場について、工夫していく必要がある。	継続	修正なし	子育て不安に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の定着を図る。	こども課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	
11	(2)子ども	交通安全施設整備	野洲市通学路交通安全プログラムに基づき、子どもをはじめすべての人の社会参加を保障する環境整備の一環として、交通弱者の安全確保にも効果のある歩道と車道の分離など交通安全施設の整備を進める。	令和2年度の通学路点検により指摘された危険個所の改修工事の実施します。また、過年度の対策実施個所の効果を検証し今後の安全対策の参考にする。	令和4年度の通学路点検により指摘された危険個所の改修工事を実施します。また、過年度の対策実施個所の効果を検証し今後の安全対策の参考にする。	令和4年度の通学路交通安全対策推進会議において市内通学路の点検を行った危険個所の内、市内9箇所の安全対策を行った。	歩道整備やグリーンベルトを施工することで通学路の安全性が向上した。	今後は通学路の安全対策に関連する補助金が縮小される可能性が高い。歩道の新規整備や信号機の設置等は多額の費用が必要なことから、財源確保が大きな課題になりつつある。	継続	修正なし	交通安全対策実施後の効果把握等を行い、交通弱者を考慮した通学路の交通安全対策の改善・充実を行います。これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し実施し、安全性の向上を図る。	道路河川課
12	(3)高齢者	消費生活相談	消費生活相談においては、高齢者特有の消費生活問題について関係機関と連携し権利擁護に努める。	野洲市くらし支えあい条例に規定した消費者安全確保地域協議会の推進を図る。		消費者庁及び警察署が保有するリストの情報提供を受け、「見守りリスト」を作成した。 消費者安全確保地域協議会について、6月に「第1回全体会議」を開催し、構成員間における「見守りリスト」の提供について決議され、リストを活用した見守り活動が展開された。 ３月に「第2回全体会議」を開催し、構成員より活動報告が行われた。	消費者安全確保地域協議会の仕組みを活用し、消費者庁及び警察署からデータ提供を受け、見守りリスト（999件）を作成した。 このリストを活用し、協議会構成員である民生委員児童委員や市の関係部署において、それぞれの事業や取り組みの中で、消費者被害に遭いやすいリスト登載者を効果的に見守ることができた。	見守りリストについては、消費者トラブルの未然防止のために活用しているが、更なる効果的に活用方法を検討する必要がある。	継続	修正なし	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、消費者安全確保地域協議会を年2回実施すると共に見守りリストの作成と積極的な見守り活動を実施する。	市民生活相談課
13	(3)高齢者	ユニバーサルデザインを基本とした住環境整備の促進	高齢者を含む全ての人が、自立して生活できる安全な住環境の整備に向け、ユニバーサルデザインの考え方に基づく住宅改修を支援し、促進する。	高齢者等が自立して安心して生活できる環境の整備に向け、住宅改修にかかる費用の助成を行う。		高齢者住宅小規模改造助成事業 11件 介護保険による住宅改修 152件（4-1月審査分）	在宅介護支援のための住宅改修を支援したことで、家族の介護負担の軽減と、要介護者本人の自立支援や介護予防、安全の確保につながった。	引き続き制度の周知に努める。	継続	修正なし	自立して安全に生活できる環境の整備に向け、引き続き助成を行う。	介護保険課
14	(3)高齢者	高齢社会の課題に関する教育・啓発	高齢社会における介護や認知症等の社会的課題への関心と理解を高めるため、小中学生や地域の元気な高齢者などを対象に学習の機会の拡充をめざす。その策として、介護施設などにボランティア体験等の受入れを促す。 また広報紙や介護ニュース等を活用し、サービスの情報提供と合わせ高齢社会に関する啓発情報も盛り込むようにする。 また、地域住民を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域で支える意識づくりを促す。	・教育委員会と連携して、児童生徒の認知症サポーター養成講座受講を促す。 ・比較的元気な高齢者の活躍の場の創出と兼ねて、「高齢者健康生きがい地域活動応援プログラム」を活用し、介護施設等でのボランティア活動を広げ、以て地域住民への理解を広げる。 ・市広報での特集記事の掲載を行い、サービスの情報提供や認知症についての啓発を行う。		・高齢者サロンや小中学校や企業等に出向き、認知症サポーター養成講座を29回（延770人）開催した。 ・市広報9月号に認知症について掲載し、啓発を実施した。 ・介護ニュース「りふれっしゅ」を発行した。 ４月12日発送1,963通	認知症に関する理解の促進を図るとともに、地域で認知症の人を支える繋がりの支援や認知症の人の家族の介護の軽減につながった。	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに継続して取り組んでいく必要がある。	継続	修正なし	できる限り住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。	高齢福祉課
15	(3)高齢者	高齢者の権利擁護	高齢者の権利が守られ、安心して生活が送れるよう権利擁護に係る成年後見制度の啓発や利用を推進する。高齢者虐待の早期発見、早期対応に向けて、関係機関が連携して対応する。	・成年後見制度についての啓発を行う。必要なケースについては成年後見制度の市長申立てを速やかに行う。 ・高齢者の虐待防止、早期発見のための啓発出前講座や高齢者虐待防止勉強会を開催する。		成年後見制度相談会　5回（なんでも相談会、出張相談会、認知症カフェと合同） 成年後見制度市長申立件数 3件 成年後見制度職員向け研修会 1回 高齢者虐待防止啓発出前講座 6回（延　122人）	判断能力が低下し成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、申立てする親族がいない高齢者に対し、成年後見制度の市長申立てを行い、本人の意思決定支援につながった。 高齢者の虐待防止のための啓発事業として、出前講座を実施し、早期発見、早期対応につながった。	高齢者の人権を守るため、関係機関と連携を深めながら取組を継続する必要がある。	継続	修正なし	高齢者の権利を守る意識が広がる。権利擁護のための対応が、関係機関の連携により円滑に行われるようになる。	高齢福祉課
16	(3)高齢者	高齢者のサービス利用支援と強化	地域の高齢者が、介護保険サービスにとどまらない様々な形のサービスを利用し、自立した生活が継続できるよう、地域関係者とのネットワーク構築や、ネットワークを利用した高齢者実態把握、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援、また権利擁護の観点からの対応が必要な者への支援を行う。	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスにつなぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。		高齢者やその家族などの相談を受け、個別の状態に応じた必要なサービスや関係機関や団体へつなぎ支援した。 相談支援延べ件数 8,359件（令和6年1月末現在）	相談支援件数は増加した。 介護保険サービスをはじめ、適切な機関、制度、サービスにつなぐことができた。	本人の自己決定を尊重しつつ、本人に必要なサービスや支援につなぐとともに、地域関係者とのネットワークづくりが必要である。	継続	修正なし	高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持する。	高齢福祉課
17	(3)高齢者 (4)障がい者	コミュニティバスの運行	市コミュニティバスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として、高齢者や障がいのある方々の生活行動範囲を拡大することや、利便性のある運行に努める。	高齢者や障がい者利用者をについて35,000人を目標とする。 （令和2年度実績数値33,751人）		高齢者及び障がい者の利用率 66.6%（44,237人） 一般者　33.4%（22,232人）	全体の利用者数が令和4年度から令和5年度は、1,354人の増加となっている。 高齢者及び障がい者の利用率は66.6%であり、利用者数は令和4年度から令和5年度には926人の増加となった。	今後も、高齢者の自主返納者に対して、コミュニティバスの利用促進の政策を進めていく必要がある。	継続	修正なし	新型コロナウイルス感染症の影響が無くなるとした場合、第3次期間中の最高実績数値41,464人に対し、 高齢者や障がい者利用者について45,000人を目標とする。	協働推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	
18	(3)高齢者 (4)障がい者	交通バリアフリー基本構想に基づく実施計画の推進	交通バリアフリー基本構想に基づき交通バリアフリー道路特定事業計画を策定。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した利便性及び安全性の向上を促進するため、野洲駅を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。	市道小篠原稲辻線の歩道拡幅等のバリアフリー化については、地元や関係機関との調整が必要であり、方向性が決まれば計画策定を行う。	滋賀県の妓王井川河川改良工事に伴う道路拡幅により車道および路側帯を拡大する。整備方針については、地元自治会及び関係機関とも合意を得て事業に着手する。	グリーンベルトの設置やバリケードブロック、ポストコーンの設置に向けて、地元調整や設計業務を進めた。	上面整備の整備方針について地元自治会等と合意を得られた。	滋賀県の水路工事等が関係者との調整に時間を要し、令和5年度中に完了しなかったことから、上面整備工事は次年度での施工となった。	継続	修正なし	バリアフリー化による歩道の構造の方向性が決まれば、計画策定のとおり実施する。	道路河川課
19	(4)障がい者	ユニバーサルデザインによる生活環境の推進	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障害者基本法に基づく第2次市障がい者基本計画を令和3年度に6年間の計画として策定し、施策の柱として「ユニバーサルデザインで安心して暮らせるまちをめざして～まちで快適に過ごす～」を掲げている。 特に、ノーマライゼーションの考え方に基づき、社会的障壁を取り除くため、生活環境の整備、情報・コミュニケーション環境の整備等を推進する。		コミュニケーション環境の整備という観点で、令和5年10月から手話通訳者の派遣について、市直営事業を開始した。（聴覚障がい者に事業開始の案内も行った）	派遣件数172件	・手話通訳者の派遣制度の開始にあたり、視覚障害者に対して事業の説明会を実施したことで、事業開始前には派遣を依頼されていなかった人が増えた。 今後も引き続き制度の周知に努める。	継続	修正なし	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	障がい福祉課
20	(4)障がい者	人材育成の充実	共に地域で暮らせる社会を推進していくために、ボランティア活動の振興とボランテイア資質の向上を図ることが重要であり、障がいのある人との交流を通じて、社会貢献できるボランティア活動の場を提供し、各種ボランテイア活動へ参加する気運を醸成すると共に、その養成に努める。	手話奉仕員養成講座を実施し、手話ボランティアを養成し、聴覚に障がいのある人のコミュニケーション支援の拡大を図る。ボランティアの更なる拡大を図るため、受講生の確保に向け、継続した啓発を行う必要がある。		手話奉仕員養成講座を実施した。	受講者20名	・手話を趣味の領域から、ステップアップしてもらい市の手話通訳員としての職務を担っていただけるようつなげることが課題である。	継続	修正なし	ボランテイア活動の振興と手話奉仕員等の人材を育成する。	障がい福祉課
21	(4)障がい者	精神障がいについての正しい知識の啓発及び自殺対策の理解促進	精神障がいのある人が、住み慣れた地域で自立生活や社会参加ができるよう、社会的な誤解や偏見を取り除いていく取組をすすめ、併せて地域住民の心の健康づくりを進める。 自殺対策の理解促進のために様々な取組を包括的に推進する。	精神障害者家族会（たんぽぽの会）とボランティアの協力を得ながら、健康推進連絡協議会と事業を実施する中で、市民との交流を図る。 市民団体等へ、うつ病等精神疾患の理解が深められるよう講師派遣等の支援を行う。 また、広報やポスター、パネル等により精神疾患、精神障がいに関する啓発を行う。		・精神障害者家族会（たんぽぽの会）の1月の定例会において、会員9名、健康推進員5名と共に調理実習を実施した。 ・7月12日万葉台自治会に支えあう心の健康づくり講座を行い、21名の参加があった。 ・広報やポスターでの啓発、リーフレット等啓発物品の配布や設置による啓発を自殺予防週間等の他、年間を通じて実施した。	・健康推進員が、精神障害者家族会（たんぽぽの会）の1月定例会において、精神障がいの当事者やその家族と調理実習を通じて交流を図ることで、障がいへの理解を深める機会となった。 ・万葉台自治会へ支えあうこころの健康づくり講座を実施し、うつ病等の精神疾患の知識啓発が行えた。 ・自殺対策の理解促進を促進するため、ポスターの掲示や啓発物品の配布により、市民に様々な相談先の周知を行った。	・精神障がいのある人が、地域で自立した生活や社会生活が送れるよう、市民に正しい知識が得られるよう、今後も継続して啓発を行う必要がある。 ・自殺対策への理解促進のため、誰もが相談役となれるよう健康づくり講座の実施を継続していく必要がある。	継続	修正なし	精神障がいに関する誤解や偏見をなくすために啓発や自殺対策の理解促進の取組を継続する。	健康推進課
22	(4)障がい者	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消する啓発	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、種々の機会を捉え人権意識の高揚を図る。また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため啓発事業や交流事業を実施する。	○障がい福祉課 ・障害理解と障害者差別解消法の広報・啓発を実施（広報やす年1回以上掲載） ・障害者理解の講演会を実施（年1回） ・障がい者虐待防止のための講演会の実施 （年1回） ・市民や団体・関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施（随時） ・障害者週間（12/3-12/9）街頭啓発		・障がい者への理解については、広報12月号において、啓発を行った。また、障害者差別解消法においては、市ホームページで継続して周知啓発を図っている。 ・講演会については、令和5年12月4日に虐待防止研修会を開催した。 ・出前講座は1事業所で実施した。 ・障害者週間において、啓発物資を作成し、啓発活動を行った。	市の関係機関や障がい福祉サービス事業所を含め、市民全体に障がい者への理解を深めることができた。	限られた予算の中で、効果的な事業展開を図る必要がある。	継続	修正なし	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、人権意識の高揚を図る。	障がい福祉課
				○発達支援センター研修・啓発事業の実施 ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修会や講演会を実施 ・市民や関係者・機関からの依頼を受けて、出前講座を実施 ・広報やす「発達支援センター通信」の掲載（隔月） ・「発達障害啓発週間」や「世界自閉症啓発デー」に合わせた広報やすへの記事の掲載およびポスター啓発 ・図書館で、発達障がいの理解と支援に関する図書コーナーの設置		○発達支援センター ・発達障がいの正しい理解と支援について、市民対象の研修や関係機関から依頼を受けて出前講座を実施した。（講演会5回、出前講座等10回） ・広報やすに「発達支援センター通信」を掲載した。（隔月） ・「世界自閉症啓発デー」および「発達障害啓発週間」に合わせて、ポスターやチラシ、関連図書のコーナーを設ける等、発達障がいの正しい理解について啓発した。	○発達支援センター 発達障がいの正しい理解と支援について、いろいろな機会や場所で啓発ができた。今後も、啓発テーマや手法を工夫し、機会をとらえて啓発していきたい。	発達障がいについての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけではなく、広く市民全体へ啓発する必要があり、今後も継続して、機会をとらえて啓発していきたい。	継続	修正なし	虐待についての正しい理解と支援については、本人、保護者・家族、支援者等の関係者だけではなく、広く市民全体への啓発事業を継続する。	発達支援センター
23	(4)障がい者	障害者差別解消法における取組の推進	平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行され、地方公共団体に対して、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務化されることから、事業の実施にあたっては、実効性のある対応ができるよう、差別解消に向けた必要な検討と取組を進める。	①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める ②地域における関係機関等との連携による情報共有をはかる ③障害者理解の促進に向けた啓発を進める		・令和6年4月から事業所の合理的配慮の提供を努力義務から義務になることから、障害福祉サービス事業所に周知を実施した。（障がい福祉計画のアンケート項目に入れ込んだ） ・障害理解の一貫として、市役所障がい者自立支援課の仕切り壁に障害福祉サービス事業所の活動紹介のスペースを設けている。	・8割を超える障害サービス事業所からアンケートの回答があったことから、合理的配慮の義務化について、一定の周知が図れたと考える。 ・活動紹介は来庁者が立ち止まって見ておられるので、事業所がどんな事をされているか等知ってもらえる機会となっている。	・障害事業所だけでなく、一般の企業への啓発が必要である。	継続	修正なし	・計画期間での取組が実効性のあるものになっているか検証し、課題を明確にする。	障がい福祉課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分類	第４次実施計画 事業名	第４次実施計画 事業の概要	令和3年度計画（初年度）	令和5年度に計画修正後	令和5年度事業実績 実績（令和5年度）	令和5年度事業実績 令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度事業実績 令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度計画 令和6年度（4年目）（継続・変更等）	令和6年度計画 令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正（有・無）※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
24	(4)障がい者	障がいのある人の権利擁護の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人の中には、自己の意思表示が困難な人は権利の侵害にあうことがあるため、関係機関と連携を図りながら成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進することにより、日常生活の管理、財産管理を行い権利擁護に努める。	権利擁護事業契約者数　90人		○成年後見人等への報酬助成 ・ 支給件数 9件（内、生保者数 4名） ・ 報酬助成額 2,290,873円 ○地域権利擁護事業 （事業実施主体:野洲市社協） ・ 契約件数:83件 ・ 障がい者の内訳／ 知的:16件（うち、新規2件） 精神:37件（うち、新規5件）	広報紙への掲載等を通じて制度の利用促進を図る中で、これまでから制度につなげることができなかった方に、地域の専門機関である成年後見センターもだまと連携、支援を行うことで、制度に繋げることができた。 ○成年後見制度申立て支援件数 2件	成年後見制度報酬助成にかかる件数及び助成金が前年比が大きく伸びている。 利用促進を進めていることから、今後も益々の増加が予測されることが予想される 令和4年度報酬助成 7件（128.6%） 報酬助成金額 1,493,484円（153.4%） （　）内は、対前年度比	継続	修正なし	障がいのある人の日常生活支援及び虐待防止に向けた支援等のため、関係機関と連携し成年後見等利用や地域福祉権利擁護事業の利用の啓発や促進を行う。障がいのある人が権利侵害のない自立した生活を送るために必要な支援を行う。	地域生活支援室
25	(4)障がい者 (6)外国人	点字や拡大文字による ごみ情報提供 （さくら墓園永代使用墓所年間管理料徴収）	視覚障がい者、視覚弱者、外国人に対しての行政情報伝達の一環として、ごみ収集に関する情報を点字及び音声テープ、拡大文字、外国語で提供する。 （視覚障がい者、視覚弱者に対しての行政情報伝達の一環として、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で提供する。）	希望する対象者へ 100%配布		・点字、音訳版、拡大文字のごみカレンダーを希望者全員に配布 ・ごみ分別アプリに簡易の分別一覧外国語版を掲載した。 （昨年と同様にさくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で送付した。）	・昨年に引き続き、希望者の100%に点字、音訳版、拡大文字のごみカレンダーを配布した。 ・ごみ分別アプリの導入に際して外国語での分別方法を発信し、特に英語版とベトナム語版の利用が確認できた。 （昨年と同様にさくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で送付した。）	分別アプリの外国語は簡易版のみの対応となっているため、今後内容の充実に取り組む必要がある。	継続	修正なし	希望する対象者へ 100%配布する。	環境課
26	(5)同和問題	就労対策相談事業	安定就労に向け、雇用と生活等の問題をハローワークと協力し市役所内に設置した「やすワーク」を拠点として関係機関との連携により解決を図る。	就労相談は、ハローワーク、関係課・機関と連携を図り、相談者と関係機関をつなぐ役割を担う。		【市民生活相談課】 令和6年2月末時点 ・やすワークによる就労支援 相談利用者100人（延べ564回の面談） 就労決定者実人数75人 ※当課の就労相談事業は、一般施策であることから、地区等の数値は把握していない。	―	―	継続	修正なし	就労を希望される方が、安定就労できるようにする。	市民生活相談課
					・人権センター 人権センターに求人情報を設置。 就労相談 2件	・人権センター 人権センターに求人情報を設置。 就労相談 2件	昨年に続き、地域の就労問題について、ハローワークと連携を図り、相談者に必要な情報提供を行うことができた。	やすワークを拠点として、関係機関との連携により解決を図るとしているが拠点というほどの連携がやすワークと図れていない。				人権センター
						・市民交流センター 就労相談 59件 その他ハローワーク等からの求人情報紹介を実施。 必要に応じて就職後の相談にも応じる。	・市民交流センター 市民生活相談課やハローワーク、関係課等と連携を図り、相談者への情報提供、相談を行い就労に繋ぐことができた。	・市民交流センター 市民生活相談課やハローワーク、関係課等と連携を図り、相談者への情報提供、相談を行うことができた。 今後も就労を希望される方が、安定した就労ができるよう相談、支援を継続して行う。				市民交流センター
27	(5)同和問題	修学奨励助成金	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。		【日本学生支援機構分】 市免除・返還分6名 【その他分】 返還免除　県への申請4名（5件）（A） Aの内、県免除承認決定1名（2件） Aの内、県免除不承認決定3名（3件）（B） Bの内、市免除・返還3件	野洲市修学奨励助成金交付要綱により適正に事務を行った。	修学奨励助成金の償還継続の事務手続きを行う。	継続	修正なし	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。（令和15年度まで）	学務課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	
28	(5)同和問題	部落解放・人権政策確立要求に向けた取組の推進	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行委員会の活動に参画して、部落差別をはじめとするあらゆる差別を撤廃するための取組を行う。	・実行委員会事務局 ・総会、事務局研修、連続講座、幹事級研修などへの参加 ・基本法ニュースの発行支援継続		8/18　幹事級研修会 「激変する社会と部落差別の現状・課題」 10/18.19　事務局交流研修会 「ホロコースト記念館、姫路市平和資料館、西御着総合センター」 12/1　基本法ニュース発行 「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくしていくために」 2024.2/5　連続講座 「多文化共生と社会発展～多様性尊重から地域活性化のヒントをさがして」	幹事級研修会においては、近畿大学人権問題研究所主任教授北口末広氏の講演から、部落差別の根深さが社会に現存していることや、ネット社会により人権問題が高度で複雑となっていることから、情報リテラシー教育の大切さを学ぶことができた。 また、基本法ニュースでは、自尊感情の育成や豊かな人間関係の構築こそが自らを差別から解放していくための大切な一歩であることを訴えかけることができた。	在日外国人の人権についての取組みが弱いため、次年度に反映していく。	継続	修正なし	部落解放基本法の制定をめざし継続する。	人権施策推進課
29	(5)同和問題	同和問題講演会	同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けての啓発の一環として講演会を行う。	同和問題強調月間に、同和問題についての正しい理解と認識を深め、あらゆる差別の解消に向けたの啓発の一環として、同和問題講演会を開催する。		期間限定（9/16～12/31）動画配信 講師 ①部落差別解消推進法　15分 ②本人通知制度　15分 講師 野洲市人権問題啓発講師 太 田 信 成 さん	一堂に会す講演会方式から、受講者の都合に合わせてご視聴いただける動画配信方式を試しみ動画配信における最終受講者数については235回（名）であった。 また、これ以外にも本動画を野洲市行政職員および教職員研修にも利用された。 その他にも、本動画をDVD保存したものを地区別懇談会で利用される自治会もあり、二次的に有効利用することができた。	9月広報配布時（9/1）に動画を開始することができなかったことはタイミングを失することになったと考えられる。 また、本人通知制度については、びわこ南部管内において、探偵業者の依頼を受け、行政書士が戸籍謄本を不正取得し逮捕される事件があったが、守山市を除く3市に対し、この行政書士が公文書開示請求を行っていることから今後も個人情報保護のため、啓発と登録の呼び掛けを積極的に行うべきと考える。	継続	修正なし	同和問題講演会を開催し、同和問題をはじめあらゆる差別の解消に向けての啓発を継続する。	人権施策推進課
30	(6)外国人	国際理解推進事業	野洲市国際協会と連携を図り、言語や文化の違いについての相互理解や交流機会を充実する。	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会の運営を補助する。 米国ミシガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業を行う。	市民の国際交流や国際理解を深め、多文化共生の推進を図るため、交流事業を継続する。	・野洲市国際協会への運営補助を実施した。 ・米国ミシガン州・クリントンタウンシップ（以下「CT」）との姉妹都市交流については、新型コロナウイルス感染症の影響から中止となっていたが、令和5年度はCTの意向も踏まえ、県事業への協力による使節団の受入に変更した。ただ、結果としては本市へのホームステイの受入はなかった。	・国際協会への運営補助により、国際交流や国際理解を図ることができた。	・国際交流や国際理解を深めるためにも、姉妹都市交流事業については、当面は県事業への協力を継続することとし、状況に応じて市単独事業の再開も視野に入れて検討を進める必要がある。	継続	修正なし	市民の国際交流や国際理解を深め、多文化共生の推進を図るため、交流事業を継続する。	企画調整課
31	(6)外国人	外国人支援事業	外国人が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・翻訳等の支援に取り組む。	外国人支援事業委託を行う。		通訳　63件（内、AI通訳17件） 翻訳　1件	多言語対応の通訳、翻訳サービスを活用し、特に通訳ではAIによる通訳も活用し、外国人支援に対応することができた。	・引き続き、本サービスについて周知し、より多くの利用を図ることが必要である。 ・翻訳については、効率的な運用が図られるよう、野洲市国際協会と連携し対応できないか検討を要する。	継続	修正なし	今後、国籍の多様化が見込まれる外国人支援の状況を鑑み、必要となる対応を行うため、支援事業を継続する。	企画調整課
32	(6)外国人	外国語等資料整備	外国人等への情報提供として、外国語資料等の利用しやすい形態の資料を整備する。図書館の利用案内を各国言語に翻訳して外国人にも使いやすい施設となるようにする。	外国語資料を受入し利用できる外国語資料の増加をはかる。図書館の利用案内の内容の改定があったときは外国語版も改定を行う。	・多文化共生に関する資料の特設コーナーを年1回以上設置する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国人向け書籍の適宜の購入、または受入に努める。	・多文化共生に関する特設コーナーを4回設置。 ・外国人向け資料所蔵数：86冊増加。 （令和4年度3,592冊→令和5年度3,678冊）	・特設コーナーは、計画どおりに設置。 ・外国人向け資料については、本屋での見計らい購入や寄贈などにより適宜増加。	・特設コーナーの設置による啓発活動は、今後も継続していく。 ・英語以外の言語の図書の貸出数が少しずつ伸びているなか、来年度は購入費の減額により、外国語資料の購入がより一層むずかしくなることが懸念される。	継続	修正なし	・このことに関する資料の特設コーナーを年1回以上開催する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国語の書籍の所蔵数を5年間で100冊増加させる。	図書館
33	(7)インターネット	インターネットによる人権侵害の防止策・防止教育	インターネットによる人権侵害の防止のための啓発・教育を行う。人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルの啓発を行う。 学校等においては、インターネット等の安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために教育を行う。	差別書き込みやネット上のいじめなど人権を侵害する悪質な情報に対して情報を共有し、関係機関とのネットワークづくりをする。 また、適切な対応ができるよう対応マニュアルを作成する。 人権侵害を監視するリーダー人材の育成、研修会に参加する。 人権侵害の被害者に対する相談活動を行う。		9/7、10/5 インターネットモニタリング養成講座参加 10/26 インターネット人権マスター講座参加 3/18 インターネットと人権啓発研修会	インターネットにおける人権侵害の広がりや問題について、具体的に知ることができた。 例1）差別落書きや発言からネットへの書き込みや動画という形を変えた新たな部落地名総監や部落に対するマイナスイメージ拡散 例2）人権侵害内容のインターネット掲載による誤った知識の習得（差別の助長拡散するためのツール） 例3）インターネットによるさまざまな被害や問題が低年齢化してきている。	残念ながら、悪意を持つ側の方がインターネット等の活用や知識に秀でており、不特定多数に悪影響を与え続けている現実がある。 また、一旦は削除できても海外のサーバーを経由し新たなサイトを立ち上げ、日本の法律が適用されない合法的手段を用いて再掲載を行っている。 このような、行為に対し行政側も情報モラルやメディアリテラシー教育の徹底化やネットを使い、子どもでも理解できるYouTubeの作成配信を行える体制づくりが重要と考える。	継続	修正なし ※今後、ますます重要課題となっていく。	インターネットによる人権侵害への正しい知識を持ち、啓発することにより、意識向上させ、未然防止に努める。人権侵害が起こった場合、関係機関と連携し解決を図る。	人権施策推進課 学務課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	
34	(8)その他さまざまな人権問題	エイズ、身近な感染症についての啓発	HIV等の感染症について正しい知識を普及し、患者に対する誤解や偏見をなくすため、健康教室やパンフレット配布等により、感染症に関する啓発を進める。	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた身近な感染症の予防に関する広報やチラシにより、市民に正しい知識を啓発する。		・12月に健康福祉センター内にポスター掲示	エイズを含めた身近な感染症の予防に関するポスターの掲示により、市民に正しい知識を啓発した。	市民が正しい知識を得る機会が得られるよう、今後も継続して啓発を行う必要がある。	継続	修正なし	エイズ新規患者数の減少は見られないことから、今後も取組を継続する	健康推進課
35	人権一般	個人情報の保護	基本的人権を擁護するうえで重要な意義を有する個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を進め、個人の権利利益の保護を図る。	個人情報保護に関する制度は年々更新されるため、個人情報の取扱方法や事務手続きを常に最新のものにし、各課の担当者にその都度指導する。 平成27年度より番号法が施行されたことに伴い、特定個人情報の保護に対する職員の適切な対応が求められることが予想されるため、庁内連絡会議を定期的に行い、職員の特定個人情報に対する意識の向上及び適切な利用を図る。		個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日より個人情報の保護に関する制度が国の法律に一本化された。それに伴い、各自治体には、個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられたことをうけて、保有個人情報安全管理規程及び個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する実施マニュアルを整備した。 また、2月に個人情報・特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置の職員研修を実施した。	個人情報及び特定個人情報についての意識向上等を図ることができた。 個人情報の保護に関する法律第66条の求める保有個人情報安全管理規程を整備した。	引き続き職員の意識向上等に向けて研修を実施していく。	継続	修正なし	職員の個人情報の保護に対する意識の向上を図り、特定個人情報を含む個人情報を保護する。	総務課
36	人権一般	窓口人権相談の充実	市民相談総合窓口ネットワークにより人権相談の第2窓口として個別窓口の役割を果たす。電話、来所により、人権相談に応じて解決を図る。専門的事例は、人権擁護委員、弁護士相談等につなぐ。	電話・面接による人権相談の実施。 人権相談で各部署と連携を図る。 相談員の相談援助技術の向上を図る。		・市民交流センター 人権　1件 住宅　1件 環境　2件 福祉保健　75件 就労　59件 教育　120件 生活　50件 合計　308件 ・人権センター ・相隣関係　18件 ・そ　の　他　6件 ・不利益労働　1件 ・公務員職務執行　3件 計　28件	・市民交流センター 人権、住宅、環境、福祉保健、就労、教育、生活に関することなどあらゆる生活、就労相談に対応した。 教育相談については、保護者や学校等と十分連携して問題解決に当たることができた。 ・人権センター 関係課・機関および関係当事者を交え問題の解決が図れた。	・市民交流センター 相談内容自体は簡単なものから複雑多岐にわたるものまであるが関係機関と連携しながら取組を進めていくことができた。 また、長期継続的な支援が必要な事案については、相談を密にし、関係機関との連携を図り問題解決を図ることができた。 今後も、さまざまな相談に対応できる職員の相談技術の向上と、相談しやすい体制の充実を図っていく。 ・人権センター 行政の介入が困難な相談(宗教等に関する相談)があり、解決に向かうまで時間を要するなど、人権相談の内容の適切な判断と整理が必要である。	継続	修正なし	さまざまな人権相談に対応できる職員の資質向上と相談しやすい窓口体制の充実を図る。	人権センター 市民交流センター
37	人権一般	人権擁護委員	法務大臣委嘱の人権擁護委員による特設人権相談所（人権なんでも相談所）を開設し、人権相談を受ける。また、人権教室として、人権紙芝居を5歳児対象に実施する。 国の人権擁護制度への連携として人権擁護委員法に基づき人権擁護委員候補者を推薦するほか各協議会への関与・参画を図る。今後の人権擁護の法制度の変更に的確に対応し人権救済の充実をめざす。	人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議会参画		○人権紙芝居実績 ・ゆきはたこども園　48人 ・野洲幼稚園　25人 ・祇王明照保育園　22人 ・野洲第3保育園　16人 ・しのはらこども園　28人 ・野洲優愛保育園モンチ　11人 ・北野幼稚園　54人 ・あやめ保育　11人 ・しみんふくしの家竹が丘　23人 ・祇王幼稚園　25人 ・きたの保育所　16人 ・みかみこども園　29人 ・中主幼稚園　89人 ・さくらばさまこども園　30人 計　362人 ○「人権の花運動」 ・三上小学校（5・6年生）　56人	昨年の人権紙芝居実施実績8園(362人)に対し今年度は14園実施で4園の増となった。 子ども達には、紙芝居を通じて嫌な事をされたり言われたりした時には、一人で抱え込まずに先生や家の人に話す事の大切さを学んでもらうことができた。 また、小学校における「人権の花運動」については、取組みを行った児童の保護者より家族の会話の中で人権の花に関する話題が多くあったことから家族の方に知ってもらえたことや、三上こども園にもサルビアの鉢やポスターを設置することによりお迎えに来た保護者の方にも「人権の花」を周知することができた。	【人権紙芝居】 セッティングに手間取ると開始時間が遅れることから、誰でも、アンプマイクとビデオデッキのセッティングが行えるようにすること。 【人権の花運動】 無時サルビアが開花するよう、栽培に関しポットからプランターへの植え替えのタイミングや夏休みの水やりなど、大人の手助けも必要。	継続	修正なし	上位法「人権擁護委員法」に基づき、事業を実施する。	人権施策推進課
38	人権一般	戸籍住民基本台帳個人情報	市民課は戸籍や住民票などの個人情報を管理し、市民の請求により証明書を発行している。 証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前登録者に対してその交付した事実をお知らせする本人通知制度を設け、身元調査等を目的とした不正請求・不正取得を防止し、抑制につなげている。 また、野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。		・戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、住民票等の不正取得による身元調査等を防止するため「本人通知制度」を運用し、その制度の周知を行った。	戸籍や住民票など個人情報の適正な管理に努めるとともに、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行うことができた。	今後も、引き続き制度の周知に努める。	継続	修正なし	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	市民課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	
39	人権一般	事業所内公正採用選考 ・人権啓発推進事業	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく啓発や企業啓発指導員による啓発指導、事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問を行うとともに、対象者ごとの研修会を実施する。	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導 ・事業所内公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪問		1.令和5年度人権啓発推進班員事業所訪問実施計画に基づき以下の内容を実施した。 ①事業所における人権啓発実施に対する推進班員による施策の確認と指導・助言を行う。 ②6月に公正採用選考・事業所内人権啓発の意義を再確認し、具体的な事業所訪問を行うために、企業内公正採用・人権啓発推進班員研修会を開催した。 ②7月から9月にかけて市内の従業員10人以上の事業所（事業所数150社）を対象に事業所訪問を実施した。令和5年度の企業訪問については、原則は訪問とし、電話、メール、ファックスも可能として実施した。 ・7月には野洲駅前での市職員・野洲市企人協役員とで通勤・通学者に対して「公正採用選考と人権啓発」を訴えるべく街頭啓発を実施した。	1.活動の総括として「令和5年度野洲市企業内人権啓発事業　事事業所内公正採用選考・野洲市人権啓発推進班員事業所訪問　実施報告書」を作成した。 ①対象150事業所の内144事業所で事業所訪問が実施できた。（実施率96%）対前年度3事業所の増加。 ②推進班員について 推進班員のヒアリング結果は、人権啓発・公正採用選考・指導や助言、事業所訪問全体に対する意見・提言等について前年度より増加した。このことは推進班員の事業所訪問に対するスキルの向上が見受けられた。 ②対象事業所について 事前に提出された「事業所内公正と医用選考・人権啓発推進状況調」の記入内容の確認、事業所から提出いただいた「人権研修・啓発実績報告書」をもとに企業訪問を実施したことにより、事業所の人権啓発や公正採用選考等について、前年度より詳細な内容の把握ができた。このことが訪問事業所の人権啓発・研修に取り組まれる事業所のの増加につながった。	1.対象事業所について 例年、人権啓発・研修を確実に実施している事業所が30社程度あることから、令和6年度は推進班員の事業所訪問数を120社にして、事業所および推進班員の負担軽減をする予定。 2.推進班員について 商工観光課以外の推進班員100名については、訪問該当時期における業務多忙や事業所からの提出の遅れで59名の訪問となった。推進班員・事業所とも期間内の訪問実施が可能となる対応を令和6年度は検討する。 3.対象事業所について 社内研修の未実施、外部研修会への不参加が従業員が少ない事業所で見られることから、企業訪問を実施する中で、啓発の機会を確保するとともに、啓発資料等の配布などにより、事業所の負担を軽減できる研修・啓発方法等について指導・助言・周知する必要がある。	継続	修正なし	企業の社会的責任としての公正な採用選考の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、県の取組と連動し継続して行う。	商工観光課
40	人権一般	人権教育基本方針	人権教育基本方針に基づき事業を推進する。基本方針の周知徹底を行うとともに、必要に応じ改定を行う。	就学前教育・学校教育・社会教育のそれぞれの分野に応じた人権教育を展開していく。		・就学前、学校教育において、人権保育基本方針、人権教育基本方針に基づき、学習を進めることができた。	・人権保育基本計画、人権教育基本計画に沿って、各校園所が園児、児童、生徒の実態に合わせて、保育実践、教育実践を行うことができた。	・人権教育・保育がベースにあることを再確認し、一人ひとりを大切にした教育を進めていく。 ・今後さらに人権教育基本方針、人権保育基本方針の周知徹底を行い、共通理解のもと実践が行えるようにする。	継続	修正なし	人権教育基本方針に定めた各カテゴリーごとの推進目標を達成する。	学務課
41	人権一般	人権保育推進事業	人権保育基本方針の周知徹底を図るとともに、必要に応じて改定を行い、人権保育を推進する。	年間8回の職場研修を実施する。		・年度当初において、人権保育基本方針についての周知徹底を図り、基本方針に基づいた保育実践と職場研修を行った。 ・保育現場での不適切な保育を見逃さず、子どもの人権擁護についての意識を高め、自らの保育を振り返ってもらうことを目的として周知等を行った。	・研修を通して自分自身の言動を振り返り、考え合える場が持てた。今後においても人権意識を高めていくために継続的に取り組んでいく。 ・「保育所における人権擁護等に関するチェックリスト」を活用することで、”きずき”につなげ、より身近な視点からの振り返りにつながった。	・職場環境として多様な勤務形態の中で、研修を効果的に実施するためには、更なる工夫と改善も必要である。 ・職員それぞれの悩み等を含め、一人が抱え込まないための配慮や風通しの良い職場環境づくりに努めていく必要がある。	継続	修正なし	人権保育基本方針に則り、教育・保育の資質の向上と職員の人権感覚の向上が中堅層を中心に広がる。また、人権教育・保育訪問に年間1人1回は研修として公開保育・協議会に参加する。	こども課
42	人権一般	人権教育推進員	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修を実施し、人権尊重のまちづくりを推進する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。		○人権教育セミナー （人権教育推進員研修会） 日時：6月3日（土）13:30～15:30 場所：さざなみホール 講演：身近にある個別人権課題を考える 講師：（公財）滋賀県人権センター　曽 我 佳 広 さん 参加：104人（前年52人）	○人権セミナーアンケート結果 セミナーについて、「どうでしたか？」という問いに対し否定的な回答はなく、参加者の大半が肯定的な回答だった。 ・大変よかった　37．5% ・よかった　56．7% ・余りよくなかった　3．8% ・全くよくなかった　2．0% また、前回の課題を踏まえ委嘱状の交付式・説明会、セミナーと2回の実施から1回の実施とした。	一部の地域において高齢化世帯が大半を占めていることから、人権教育推進員をはじめ各種委員についての選出が困難な状況となってきている。	継続	修正なし	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を継続的に開催する。	人権施策推進課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
43	人権一般	学校･園所人権教育推進委員会	各中学校区部会、プロジェクト部会を中心とした学校･園所人権教育推進委員会活動を推進する。	・中学校区部会の取組推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人権学習の様々な人権課題別目標の設定 ・教職員人権問題研修の推進		（学務課） ・運営会議 2回 ・新任・新赴任教職員人権問題研修 1回 ・人推事務局会　5回 ・人推人権同和教育主任会 5回 ・部落問題小中連絡会 2回 ・市統一テーマ研修 1回 ・各中学校部会 全体研修会 公開保育・授業参観　授業研究会 オープンキャンパス	（学務課） ・中学校区部会では、就学前から高等学校まで校種間を越えて、公開保育や公開授業を行った。それにより、子どもの姿から、どのような力を育成していく必要があるのかを共通理解することができた。 ・特に高等学校の公開授業には、就学前から中学校まで多くの教職員が参加し、それぞれの発達段階においてどのような力をつけていく必要があるのかについて考えることができた。 ・事務局会、人権同和教育主任会では、各校の情報を共有したり、映像や資料、実践例から意見を交流し、学び合うことができた。	（学務課） ・教職員の人権感覚の向上に向けて、「自分ごと」として考える事のできる参加型の研修、自分の思いや考えを伝え合える場を定期的に設定する。 ・人権同和教育主任会で共通理解したことや学んだことが各所属で伝わりきっていない現状がある。今後は、各所属でも話題提供や研修の実施を促していく必要がある。 ・各所属、中学校区、市全体として子どもの状況をもう一度見直し、目指す姿とそれまでの支援の仕方や体制について検討を行う。	継続	修正なし	・人権学習プランを小学校で完全実施し、学習内容のデータバンク化を図る。 ・中学校においても様々な人権課題についてのつけたい力を明確にし、各中学校部会での協議の中心とする。 ・人権学習プランの（就学前から中学校まで）次の見直しへの見通しを持つ。 ・人権学習の講師のデータバンク化を図る。 ・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を図り、中学校2年において「自分が好き」と答えられる子が85％以上をめざす。	学務課
						・就学前から高校までの連携の中で自尊感情の向上を目指した実践を図った。		・新たな人権課題（インターネット、LGBTQ、ヤングケアラー等）の学習を進めるために職員研修の充実を図っていく必要がある。	継続	修正なし		こども課
44	人権一般	市人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	各学区人推協や地域団体等により組織された、市人推協が支援をすることで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決の促進に資する。		コロナ禍の影響から抜け出て、各事業について一堂に会す通常開催に努めることができた。	各種事業の中でも、人権YASU2024についてはパラリンピックの種目でもあるボッチャを滋賀ボッチャリーグ（団体）の協力を得て実施したボッチャ体験については、親子ともに 純粋にパラスポーツを楽しみ知ってもらうことができた。	今後も参加者が自然に楽しめ学ぶことができる取組みの検討が必要。	継続	修正なし	更に効果的な啓発の推進が図られるよう支援する。	人権施策推進課
45	人権一般	学区人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して支援を行う。	部落差別をはじめあらゆる差別を許さないまち、差別問題を自らの課題と考え行動できる人をつくるために住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議会に対して、財政的な面も含めて支援を行う。		コンサート形式で「みじかな人権問題を考える」や区民のつどい、街中差別落書き点検、機関紙の発行、学区夏まつりに人権啓発パネルの展示、啓発グッズの配布、先進地研修など	各学区ともにコロナ禍を抜け出し、研修や啓発活動など本格的に事業を再開し活発化してきている。	各学区人権啓発推進協議会役員の後継者の発掘・育成が重要な課題である。	継続	修正なし	市民自らが主体となって、住民等に対して、差別のない明るい地域の確立に向けた人権啓発ができるよう支援する。	人権施策推進課
46	人権一般	広報掲載啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい理解を得るため、広報やすへの掲載をはかり、啓発を行う。	広報やすによる啓発記事の掲載		人権週間や人権擁護委員の日、同和問題強調月間に合わせて広報やすに記事を掲載した。	同和問題強調月間の広報掲載を利用し、同和問題講演会の開催について記事を掲載し、参加を呼び掛けた。	掲載枠の制限が厳しく、プラスαの内容を掲載していくことが難しい。 【ルール的に認められない。】	継続	修正なし	広報やすによる啓発記事の掲載を継続する。	人権施策推進課
47	人権一般	職員人権問題研修	行政職員として必要な幅広い人権問題に対する人権感覚と人権意識を身につけるため、研修目的を明確にし、多様な研修を実施する。	職員研修について、一定のルールに基づき点検し、基本方針に見合う研修を実施する。		職員研修計画に位置付け、人権に対する正しい理解と幅広い知識の習得、人権意識の向上を目指し、研修に積極的に職員派遣を行った。 ・人権教育研究大会(44名) ・人権尊重と部落差別を目指す県民のつどい(28名) ・「ひと」と「ひと」の集い(24名) ・市民のつどい(58名) ・びわこ南部地域人権啓発連続講座(38名) ・基本的知識を習得するため、「新任職員研修」への派遣(18名) 障がい者への正しい理解し、ともに地域で生活する者として理解促進を目的に「市内作業所での体験事業」へ新規採用職員を派遣(20名) 部落差別解消推進法及び本人通知制度について動画発信による職員研修の実施。	研修に参加し、「人権に対する理解を深められた」、「差別や偏見に対する意識を高められた」等の意見が多く、人権に対する意識向上が図れ、研修の成果があった。	研修開催時期について、業務の繁忙時期を避ける等の配慮が必要。 研修派遣後の職場内伝達研修の実施が十分ではないため、今後、伝達研修実施の周知を図っていく。	継続	修正なし	職員人権問題研修を継続する。	人事課

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			担当課
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	
48	人権一般	特別職人権問題研修	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。		人権尊重をめざす市民のつどいをはじめ人権施策審議会等への各種会議に出席した。	2月17日開催の市民のつどいでは、人権作品の展示と講演が開催されたが,子供の声を聞くことは何故大切なのかについて再認識することができた。 また各種会議では、各委員の意見等を伺い本市の実態に対する認識をさらに深めることが出来た。	今後も継続して自己研鑽に努める。	継続	修正なし	市のリーダーとして、啓発推進を図り、現状と課題を直視し、解決に立ち向かうとともに、新たな問題を起こさせない健全な社会づくりを進め、元気と安心のまちづくりを進める。	広報秘書課
49	人権一般	PTA人権問題研修	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修及び単位PTA人権問題研修を行うとともに、PTA人権問題研修の指導助言を行う。	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約		令和5年10月に動画配信による「野洲市PTA連絡協議会人権問題研修会」を実施 動画配信によりPTA会員が視聴したい時間と場所を自由に選択できることからこの研修のやり方に評価が得られた。 動画視聴アンケート提出　70件	動画研修によるメリット ・時間と場所を問わずに何度でも受講が可能 ・講師不在でも研修が行える ・会場費等の経費が削減できる 動画アクセス数により視聴者（研修参加者）の概ねの人数が把握できる。また視聴後のアンケートにより研修成果が把握できる。	R5年度にPTAを解散した学校や任意団体であるPTAへの未加入者が増加傾向にあり、今後のあり方について検討が必要である。	継続	修正なし	保護者や教育関係者が人権問題の解決をめざし、市民が広く集結し、研修会を通して市内における人権教育を推進する。	生涯学習課
50	人権一般	人権問題啓発講師派遣事業	自治会、団体、企業などで実施される人権問題の研修会に啓発講師を派遣し、研修会の充実を図る。また、啓発講師の資質の向上を図る。	研修の充実を図るために啓発講師を委嘱し、また啓発講師に対する情報提供、研修の場を提供する。		92自治会中、令和5年度については75自治会〔81.5%〕が地区別懇談会を実施された。	前年58自治会〔約63%〕と比較すると18.5%増加した。	人権教育推進員同様に、一部の自治会において、高齢化世帯が大半を占めてきていることから、地区別懇談会を推進していくべき人権教育推進員の引き受け手がないことや、その他事業を実施しても参加が見込めないなどの問題が起こってきている。	継続	修正なし	幅広い人権に関するテーマのニーズに対応できる人材を発掘・育成する。	人権施策推進課
51	人権一般	市民啓発事業	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すてきなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業などに配布する。 実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催し、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	啓発冊子については、効果的により多くの市民に長く、有効活用されるよう内容の充実とともに、配布方法を再検討するほか、電子媒体による市民への周知を検討する。 「部落解放」と「女性解放」を共通の課題として、地域の人々との交流と連帯を深める集会として、実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催する。また、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。		「すてきなまちに～子どもの人権（権利）を知ろう～」を発行。	子どもの人権（権利）について、子どもの人権は守られるだけではなく、子どもが生まれながらにして持っている「権利の主体」であるということや「子ども基本法」における6つの理念について周知啓発と人権意識の高揚を図ることができた。	すてきなまちに編集会議において、関係者の日程調整に困難を極めた。	継続	修正なし	人権意識を高め、集会により交流や連携を図る。紙面により効果的・効率的な啓発を図る。	人権施策推進課
52	人権一般	議員人権問題研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	人権研修を年2回開催（うち1回は湖南地区市議会議長会主催）する。		○野洲市議会議員人権研修会 令和6年1月22日 「啓発落語家奮闘記～みんなが弱い「昔からそしてみんなが」～」 参加議員18人全員。受講後、研修レポート提出。 ○湖南地区市議会議長会人権研修 令和5年11月16日、栗東市にて 「わたしのヤングケアラー～障がいのある両親の元に生まれて～」 参加議員14人	市議会主催の議員研修会では、事後研修として研修レポートの提出を求め、研修を踏まえて人権についての意識を深めることができた。 また、湖南地区の研修会では、多数の議員が参加し人権尊重の意識高揚に努めた。	湖南地区の研修会は例年全員の参加が達成できていないため、研修の必要性を啓発し、より一層参加を促す必要がある。	継続	修正なし	市議会では、人権を尊重し責任ある活動を行っていくことで、「開かれた信頼される議会の実現」に繋がることから引き続き研修会を開催する。	議会事務局
53	人権一般	農業委員人権問題研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会への参加を要請する。	年一回以上、人権研修を開催するとともに市民のつどいをはじめとする各種研修会への参加を要請していく。 ※修正後	農業委員会主催の人権研修会への参加率を**8割以上**の他、一人一回以上市民のつどいをはじめとする各種研修会**（含：自己啓発）**への全委員の7割以上参加する。	農業委員会総会終了後、人権研修会を実施した。参加人数は農業委員26人中24人が参加し、計画の8割を上回る9割以上の参加であった。	総会終了後実施することにより、高い参加率となった。職員の自己啓発向上にも繋がった。 なお、各種研修会等の参加状況については、確認ができていない。	総会を欠席された農業委員への啓発を、研修資料の送付としたが、どの程度理解されたかは不明てある。	継続	修正なし	農業委員会主催の人権研修会への参加率を**8割以上**の他、一人一回以上市民のつどいをはじめとする各種研修会**（含：自己啓発）**への全委員の7割以上参加する。	農業委員会事務局

第4次野洲市人権施策実施計画に基づく令和5年度事業実績及び令和6年度事業計画

No.	分　類	第４次実施計画				令和5年度事業実績			令和6年度計画			
		事業名	事業の概要	令和3年度計画 （初年度）	令和5年度に計画修正後	実績 （令和5年度）	令和5年度実績(事業)からみる成果	令和5年度実績(事業)からみる課題	令和6年度 （4年目） （継続・変更等）	令和5年度実績の課題に伴う令和6年度計画の修正 （有・無） ※「有」の場合は具体的内容も記載！	第4次事業計画終了時点での到達目標	担当課
54	人権一般	企業人権啓発推進協議会育成事業	企業人推協の組織を強化し、協議会の研修会及び企業の加盟促進を行う。	・協議会への啓発経費補助 ・協議会の研修会の実施および新規加盟促進		1.企業人権啓発推進協議会へ190,000円の補助を行った。（例年370,000円・繰越金相当分を減額） 2.企業人権啓発推進協議会と市の共催により年間7回の研修（経営者・管理者研修を2回、基礎研修会を1回、担当者研修会を2回、先進地研修会を1回、市人権教育研究大会分科会を1回）を実施した。 3.外部研修への事業所の参加は10の外部研修に参加した。 4.事業所内の人権啓発において多様な人権啓発の実施があった。 5.野洲市内において継続して事業所内人権啓発推進活動を推進し進めていくために、未加入企業に加入していただくことが必要であることから企業訪問して加入促進した。（1社の新規加入があった）	1.研修会の実施・外部研修会への参加 「職場を取り巻く今日的な人権課題への取組や社会における様々な人権にかかわる課題について理解を深める研修」を行うことを主たる活動の柱として研修等を実施し、年間7回の研修で延べ277名の参加があり、理解を深めることができた。（コロナ禍であった過年度に比べ研修回数・参加者・参加事業所も増加した。また、1回研修会当たりの参加者数もコロナ禍以前の参加者数を維持できた。） 2.事業所内の人権啓発については、多様な啓発がなされており、従業員に対して人権啓発の意識付けが向上していることが確認できた。 以上により、事業所における人権啓発・研修の取組については、企業人推協の積極的な活動により、前年度より向上しているものと推測できる。	1.事業所に対しては、研修の参加・実施に積極的な事業所と消極的な事業所の二極化が未だ顕在していることから、積極的な参加を促す方策を実施するとともに、研修以外の取り組みやすい方法について助言していく。 2.研修会のテーマや実施方法についても、多様な人権課題の中で、今事業所が取り組まなければならないテーマを実施するとともに、、実施方法についても単なる集合研修のみでなく、参加者が積極的に関与できる方法（ディスカッション等）も加え、事業所の人権意識の向上を目指す。	継続	修正なし	企業活動における同和問題をはじめとする 様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、継続的な支援を行う。	商工観光課
55	人権一般	人権施策審議会	実施計画の進捗状況について、定期的成果と課題を把握し、審議会の答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取り組む。	人権施策審議会を開催する。 また、必要に応じて審議会内に部会等を設置し開催する。		人権施策審議会を8月に実施。 【議題】 ・令和4年度事業実績および令和5年度事業計画について	○新型コロナウィルス感染症に対する対応について、工夫と柔軟な対応により形を変えて事業を実施。 ○官民一体となった、人権啓発活動の実施。 ○子どもや女性、高齢者を対象とした福祉事業の充実。 ○インターネットによる人権侵犯に対する対応（関係機関と連携し法局に対し削除要請）。	○人権啓発推進協議会等の後継者不足。 ○外国人に対する配慮。（基本的な情報伝達不足。例：リーフレットなどの外国語訳） ○インターネットと人権の重点課題の継続（ネットを使った人権侵害は瞬時に差別の助長拡散に繋がるため、早期発見と対応が重要）	継続	修正なし	第4次実施計画の進捗状況について、審議を行い、第5次野洲市人権施策基本計画を策定する。	人権施策推進課
56	人権一般	野洲市人権施策基本計画	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた総合的な取組を推進していく。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。	野洲市人権施策基本計画、同実施計画の進捗管理。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、連絡調整を行う。		人権施策実施計画に基づき実績から成果と課題の確認を行った。	新型コロナウィルス感染症の影響を受けた令和3年度実績から見る課題を踏まえ、令和4年度については早い段階での決断を行いコロナの影響が懸念されても全く中止にするのではなく、規模縮小や形を変えて一部の事業は実施することができた。	令和4年度中に発生したインターネットを利用した人権侵犯事件の発生から、滋賀県からの情報提供により早期に対応することができたが、関係機関との情報共有も必要だが、市独自のモニタリング体制の検討も必要。 また、現在利用が拡大しているチャットGPTなどのAIを悪用した人権侵害の可能性を想定した教育・啓発の検討が必要。	継続	修正なし	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいて総合的に取り組む。	人権施策推進課
57	人権一般	市民意識調査業務	本市が実施する人権問題の解決に向けた啓発効果等を掌握し、客観的データに基づいた総合的、計画的な教育、啓発を展開するため、令和6年度に市民意識調査と併せて職員意識調査を実施する。	意識調査実施のための、内容等を検討する。		調査は令和6年度実施となっている。前回については市民意識調査に合わせて市職員意識調査が実施できていなかったため、関係課に必要性と実施の呼びかけを行った。	―	―	継続	修正なし	人権問題に関する市民意識調査の統計結果を元に、今後の教育・啓発のあり方について検討し活かす。	人権施策推進課 人事課